

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みどり福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わないものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び日当)

第3条 法人は、役員等に対して職務執行の対価としての報酬は支給しない。但し、役員等が理事会、監事監査、評議員会への出席等、法人及び施設において役務の提供を行った際には、3,000円を日当として支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、監事監査、評議員会への出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、費用を弁償する。

- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費及び日当、宿泊費を支給する。

(適用除外)

第5条 園の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(そ の 他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日より一部改正し施行する。

- 2 この規程は、平成24年11月1日より一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。